



コロナ下の女性への影響と
課題に関する研究会

山形県における ひとり親家庭支援策の取組み

令和2年11月16日（月）

山形県子育て若者応援部 松田 明子

- I 山形県のひとり親家庭支援策
- II 新型コロナウイルス感染症による影響
及び本県の対応
- III 今後の方向性



I 山形県のひとり親家庭支援策



【山形のさくらんぼ】

1 相談支援

: ひとり親家庭のあらゆる相談に、ワンストップで支援

“山形県ひとり親家庭応援センター”

山形県独自

- ・ 生活支援

日常生活支援、公営住宅等の入居支援、学習支援 等

- ・ 経済支援

各種手当・貸付金の受給の支援 等

- ・ 就労支援

就業あっせん・紹介支援、就業支援セミナー・講習会の実施 等

- ・ 相談支援

各種困りごと（養育費、面会交流、DV等）相談支援、弁護士相談の実施 等

- ・ 情報提供

各種支援情報の提供

2 子育て・生活支援

- ひとり親家庭生活支援事業

ひとり親が病気や急な仕事の場合に、家庭生活支援員が家事や育児を支援

- 子どもの生活・学習支援事業

学習ボランティア等がひとり親家庭の子どもの学習を支援

- 子育て短期支援事業

親が療育などで一時的に育児が出来ないときに、児童福祉施設で短期間子どもの養育

3 経済的支援

- ・ 児童扶養手当の支給

- ・ ひとり親家庭支援医療 **山形県独自**

所得税非課税で18歳以下の児童を扶養しているひとり親とその児童が医療機関などにおいて受診した際の自己負担額を助成

- ・ 母子寡婦父子福祉資金の貸し付け

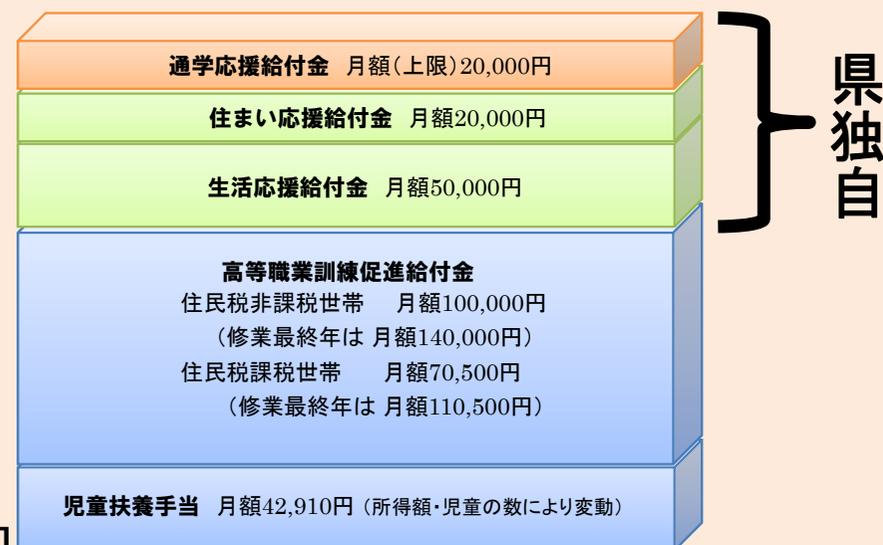
4 資格取得から就職までのパッケージ支援

- 資格取得を目指すひとり親をパッケージで支援

山形県独自

- (1) 高等職業訓練促進給付金
- (2) 高等職業訓練促進資金貸付
- (3) ひとり親生活応援給付金

- ① 生活応援給付金：月額50,000円
- ② 住まい応援給付金：月額20,000円
- ③ 通学応援給付金：月額上限20,000円



※加えて、入学時50万円、修了時20万円貸付制度がある
(返還免除あり)

- 母子家庭等就業・自立センターの設置
- 自立支援訓練給付金（ひとり親のスキルアップ支援）
- 高校卒業程度認定試験の受験支援

5 子どもの居場所づくり支援

- 子どもの居場所づくりサポートセンター

山形県独自

子どもの居場所づくりに取り組む団体等に対する総合的サポート（相談、支援、食材等のコーディネート等）及び市町村における居場所づくりを促進するための「地域コーディネーター」の養成



- 子どもの居場所運営支援事業（補助金）

山形県独自

子ども食堂など子どもの居場所づくりの開催に係る運営経費を助成

1回の開催にあたり上限1万円、年間で上限12万円を助成。

6 本県への移住・定着支援

- ・ 県外から移住するひとり親家庭に対し、引越しから住まい・食・就労まで一体的に支援 **山形県独自**

食の支援

- ⑩ 移住後5年間、県産米をプレゼント
- ⑩ 40kg/年（1年目は米60kg、みそ3kg、しょうゆ3ℓ）

住まいの支援

- ⑩ 賃貸住宅の家賃を補助（移住後2年目まで2万円/月、移住後3年目1万円/月）

仕事の支援

- ⑩ 山形県ひとり親家庭応援センターでの就職支援

引越しの支援

- ⑩ 県外からの引越し代等転居費用を補助（上限10万円）

Ⅱ 新型コロナウイルス感染症による影響及び本県の対応



【花笠まつり】

1-1 「山形県ひとり親家庭実態調査」概要

1 目的

新型コロナウイルス感染症拡大後の山形県の母子家庭及び父子家庭の生活の実態や支援ニーズ等を把握し、これらひとり親家庭に対する効果的な福祉施策の展開を図る。

2 対象者

山形県内在住の児童扶養手当受給対象者

3 調査方法

インターネットを利用したアンケート方式（対象者に郵送で調査を依頼）

4 実施主体

山形県（子育て若者応援部子ども家庭課）

5 調査期間

令和2年7月10日から8月31日まで

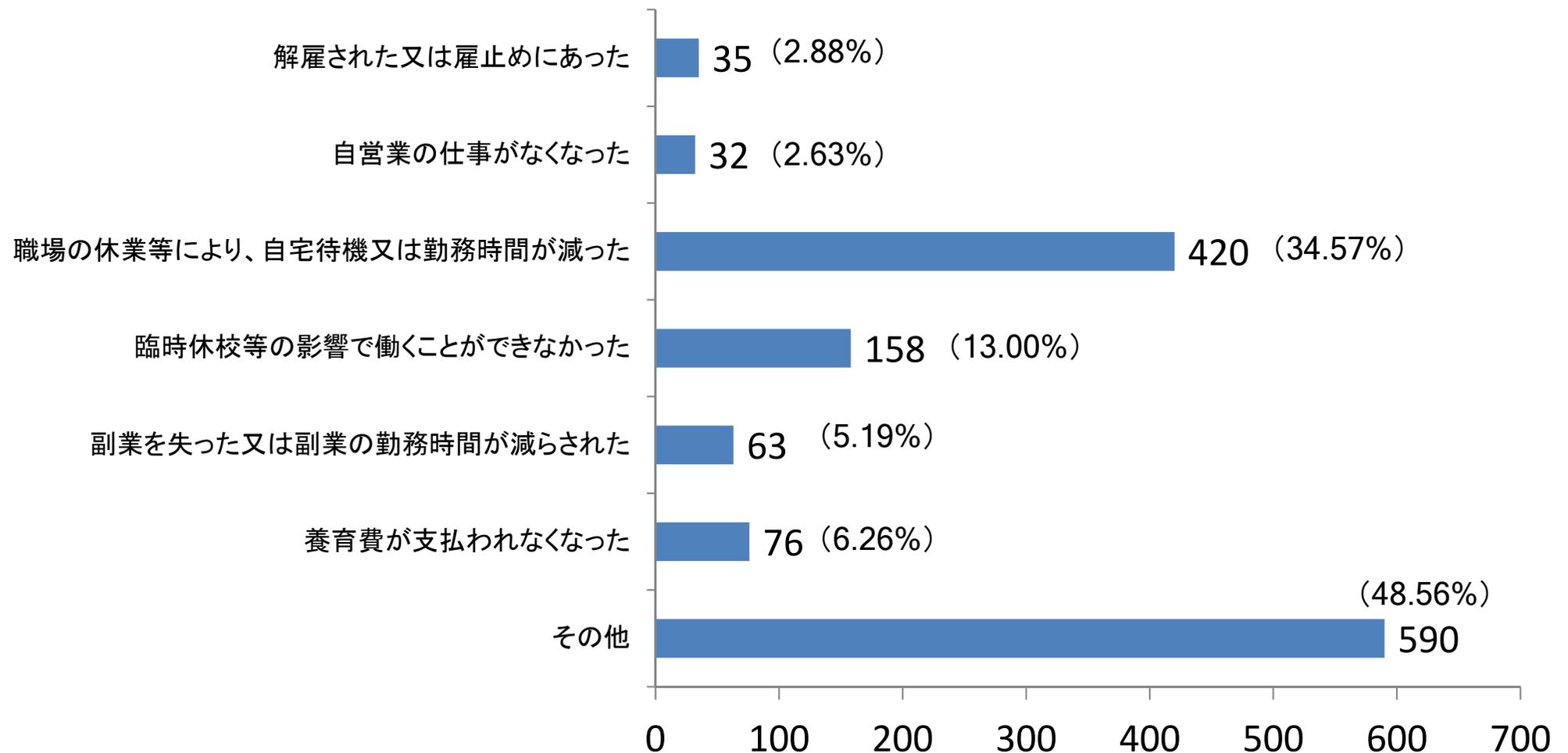
6 回答者数

1, 215人（母子家庭1,161人（95.56%）、父子家庭54人（4.44%）

1-1-1 ひとり親家庭を対象とするアンケートから

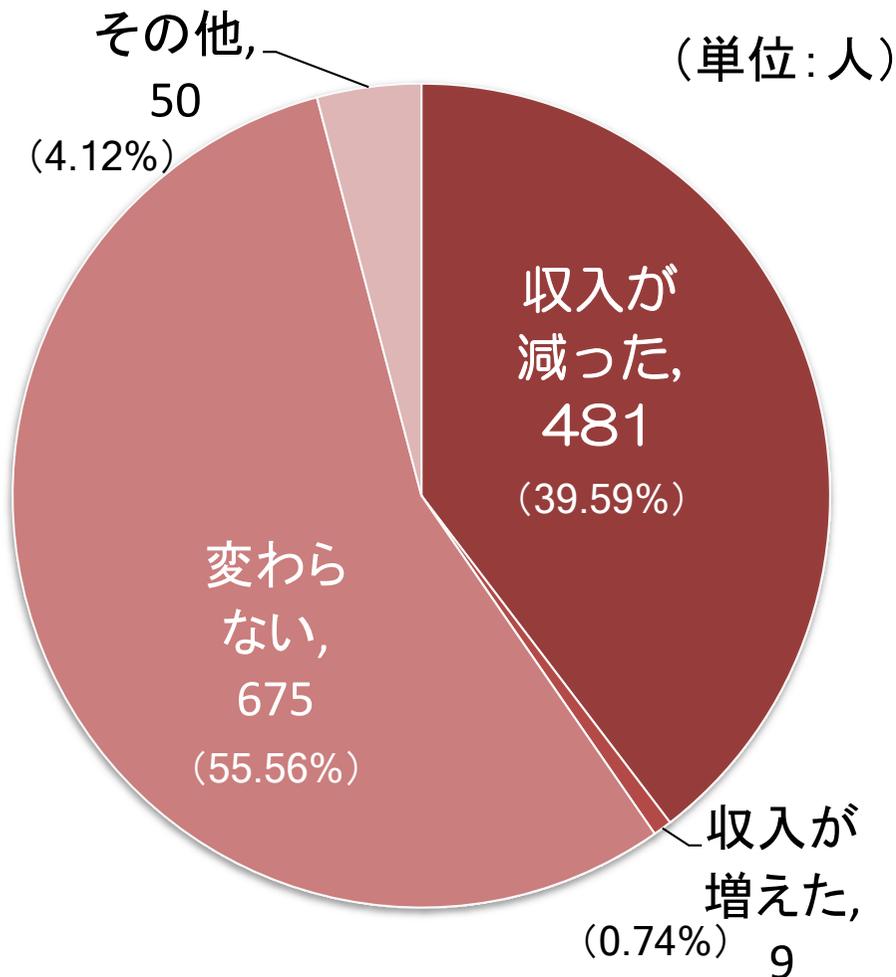
○ 新型コロナウイルス感染症により、就業・収入等の面で次のような影響はありましたか。(複数回答)

(単位:人)

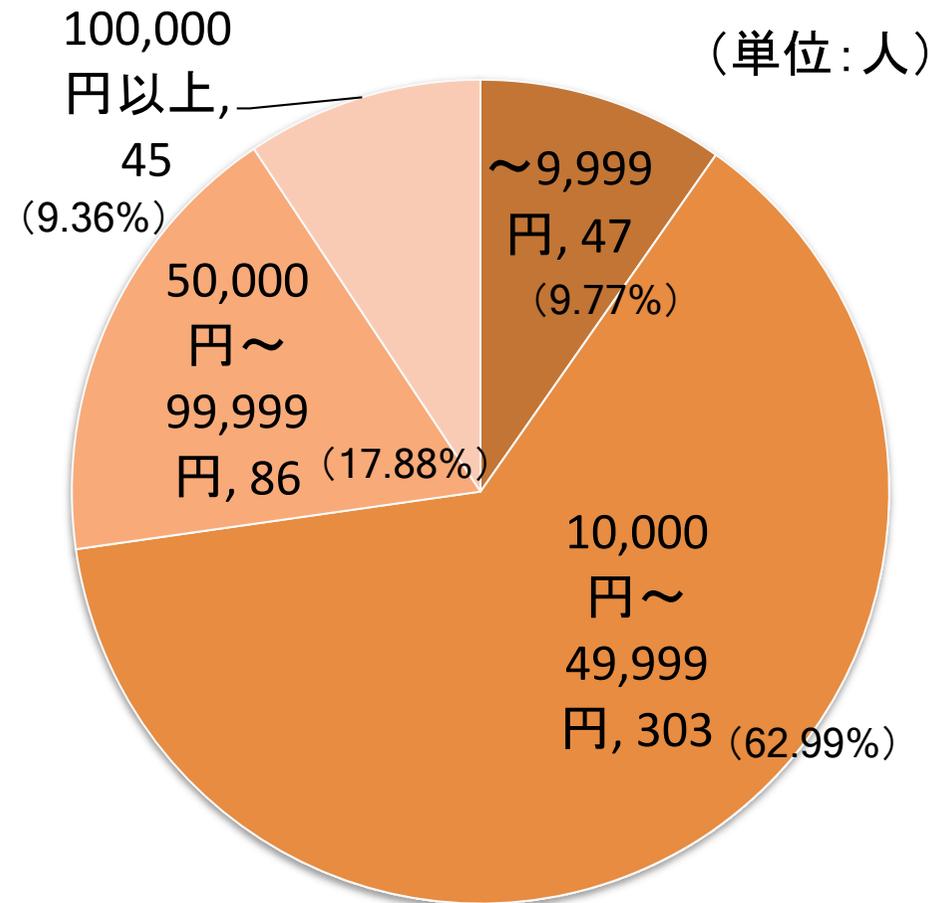


1-1-2 ひとり親家庭を対象とするアンケートから

○ 新型コロナウイルス感染症の影響で収入に影響はありましたか。



○ (収入が減ったと回答した方が対象) 1ヶ月どの程度減りましたか。

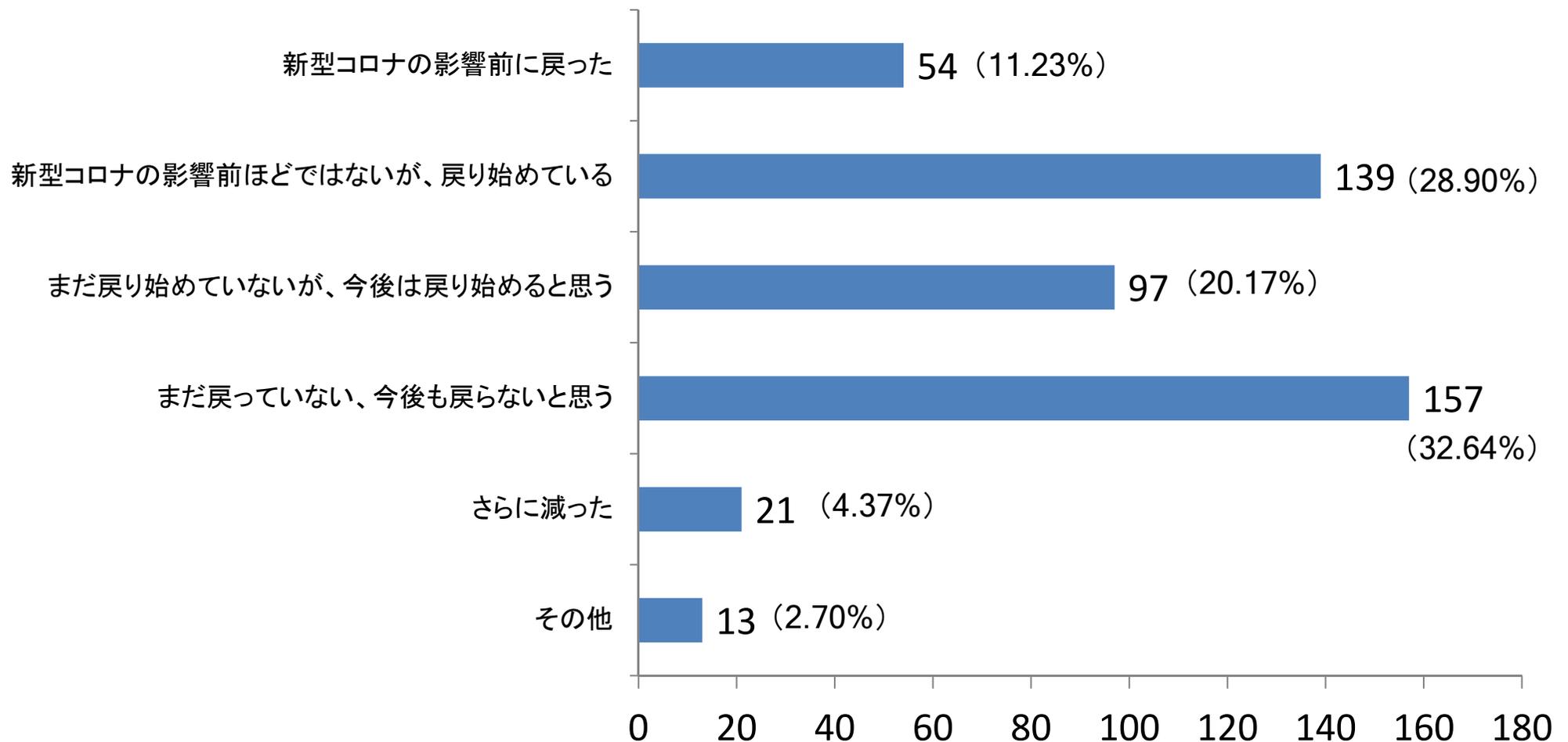


1-1-3 ひとり親家庭を対象とするアンケートから

○ (収入が減ったと回答した方が対象)

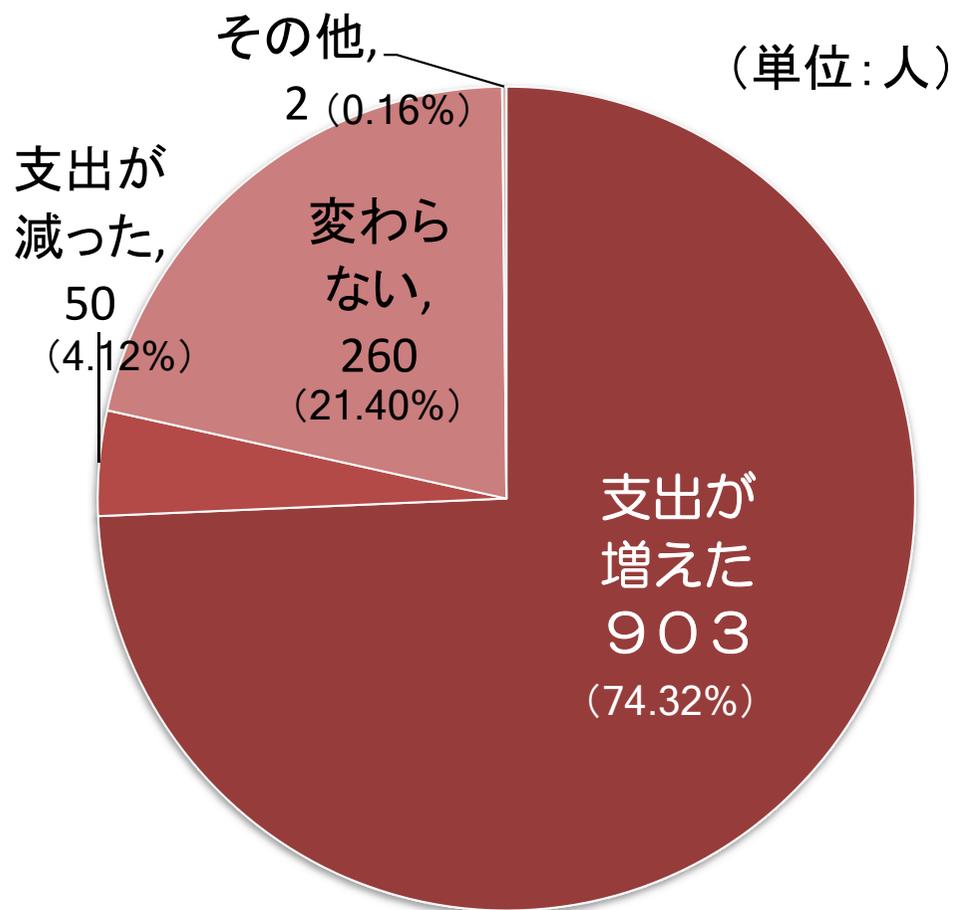
緊急事態宣言解除後に収入の変化はありましたか。

(単位:人)

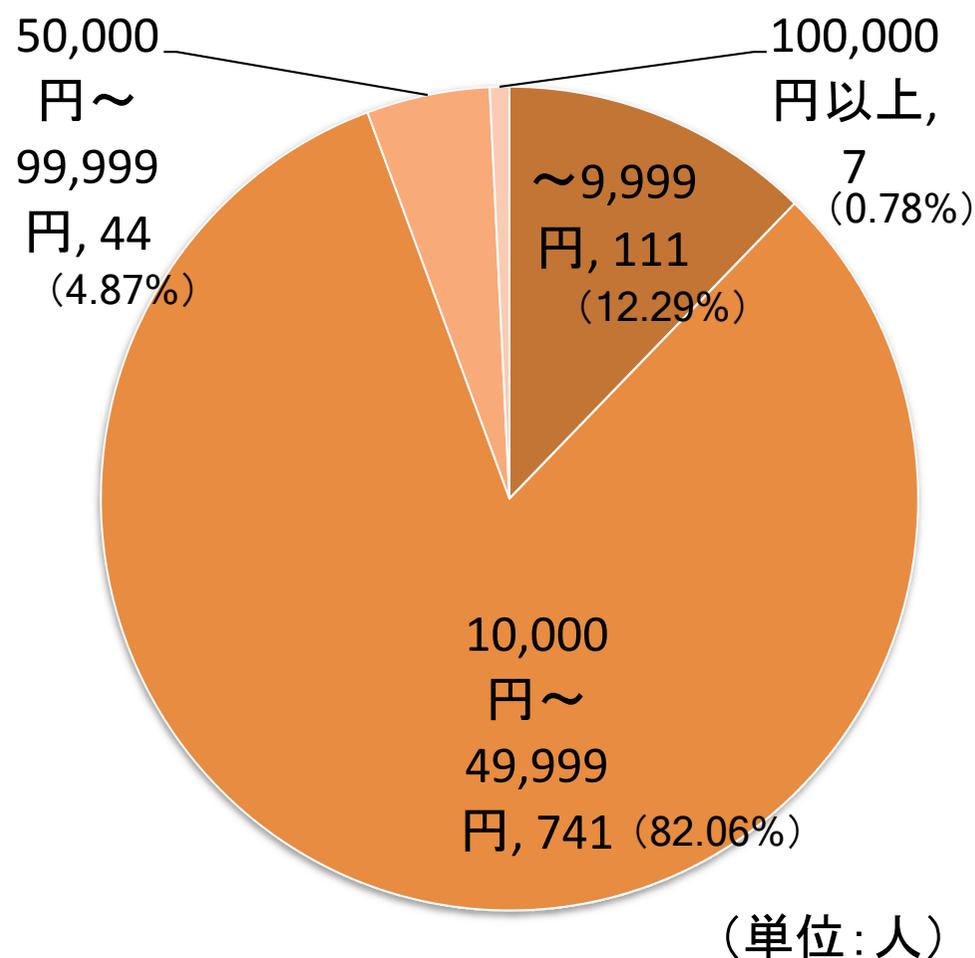


1-1-4 ひとり親家庭を対象とするアンケートから

○ 新型コロナウイルス感染症の影響で家計の支出に影響はありましたか。



○ (支出が増えたと回答した方が対象) 1ヶ月どの程度増えたと思われましたか。

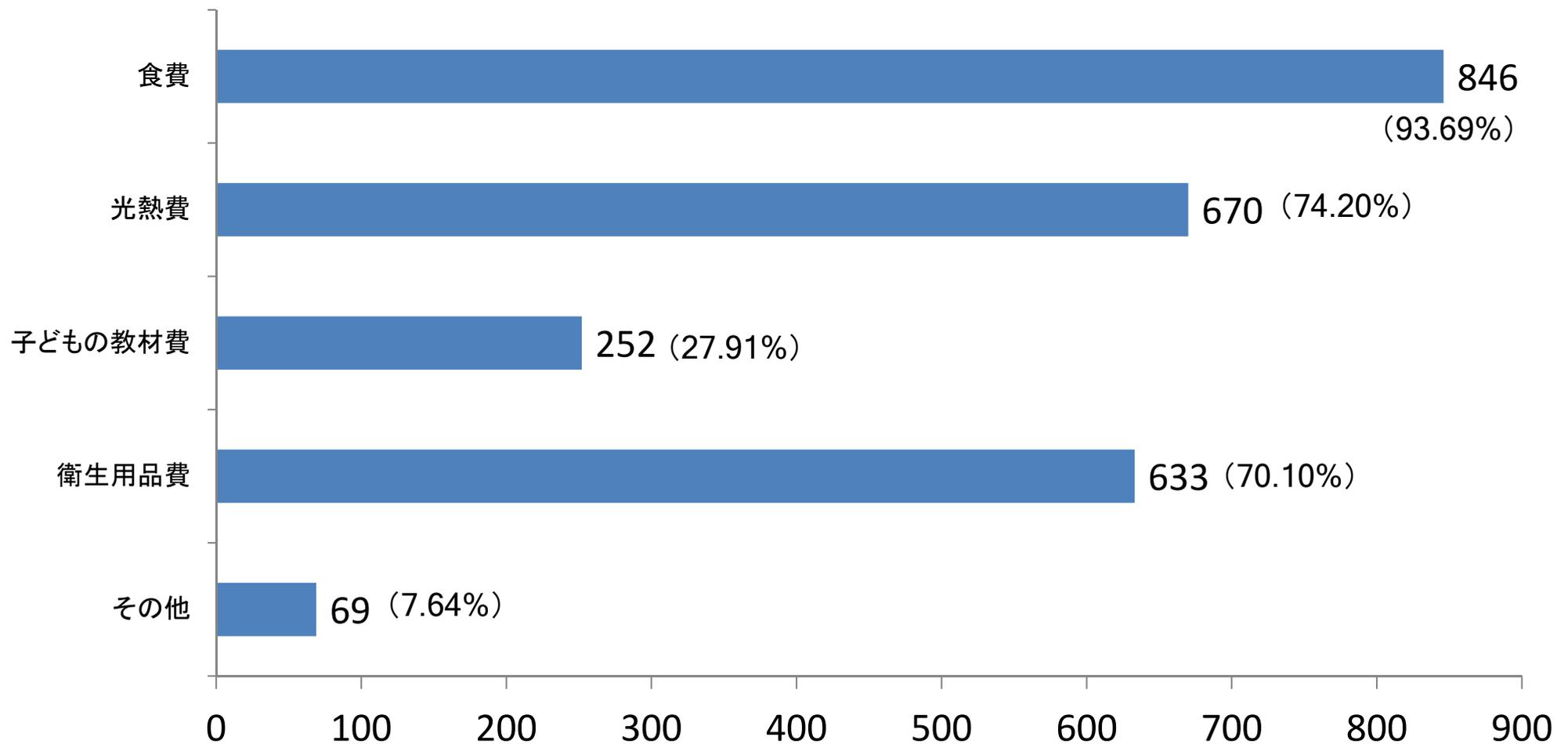


1-1-5 ひとり親家庭を対象とするアンケートから

○ (支出が増えたと回答した方が対象)

増えたと感じるものはなんですか。(複数回答)

(単位:人)

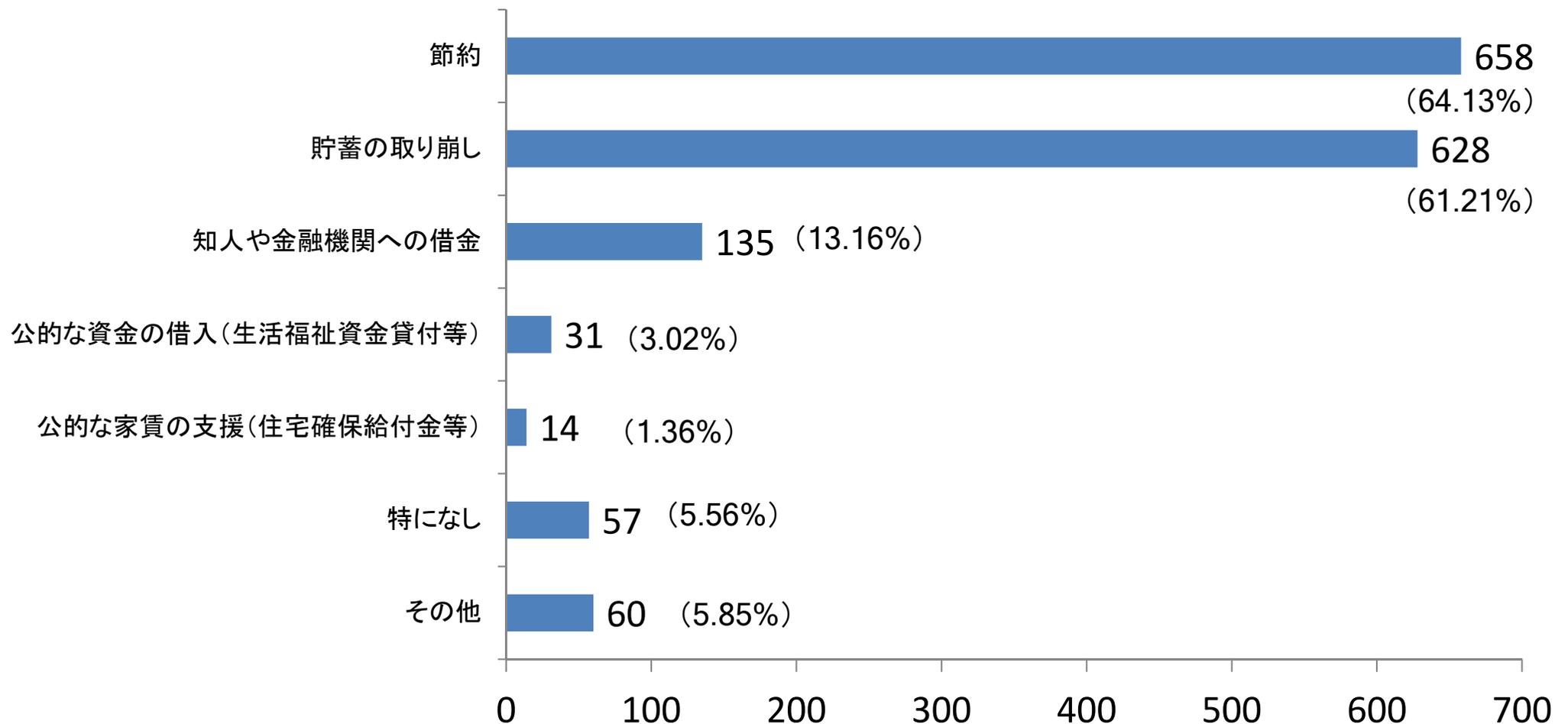


1-1-6 ひとり親家庭を対象とするアンケートから

○（「収入が減った」又は「支出が増えた」と回答した方が対象）

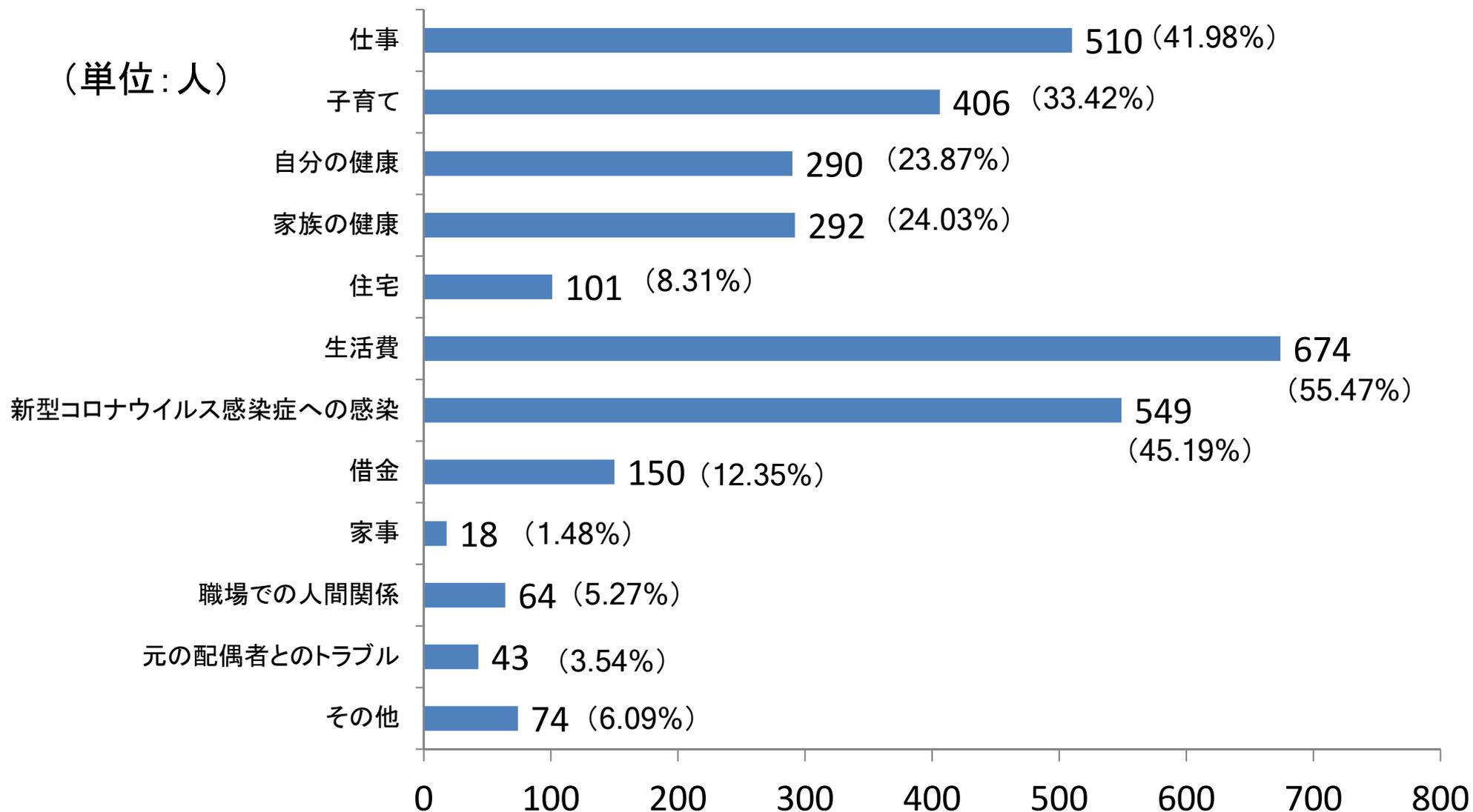
収支の悪化にどのように対応しましたか。（複数回答）

（単位：人）



1-1-7 ひとり親家庭を対象とするアンケートから

○ 現在不安に思っていることや悩んでいることについて、あてはまる主なものはなんですか。（複数回答）



1-2 ひとり親家庭を対象とするアンケート自由回答から

【感染症による影響や、今後期待する支援等について】

- ・ 休校期間における食費や光熱水費の支出増
- ・ 養育費の滞りや面会交流への不安
- ・ 新型コロナウイルスに感染した場合の不安
- ・ 臨時休校等の影響による子どもの学力低下への不安
- ・ 求人が減り、再就職が困難
- ・ 特別定額給付金やひとり親世帯臨時特別給付金への期待
- ・ マスクなど衛生用品の支援
- ・ オンライン授業のネット環境整備への支援
- ・ 安心して子どもが遊べる場の確保

2 ひとり親家庭への支援担当者（自立支援員）からのヒアリング

- ひとり親は非正規雇用が多く、解雇や雇い止め、職場の休業により家計急変した家庭が多い。
- 例年以上に、“Wワーク”についての話を聞いた。特に“Wワーク”の夜の就業分がなくなり、生活支援を必要とする相談が多かった。
- 食費が増えたことで生活苦となった相談も多く、フードパントリーにつなげた。
- 1人あたり10万円の「特別定額給付金」や「ひとり親世帯臨時特別給付金」の給付により、生活は一旦落ち着いた方も多いが、新型コロナウイルスの長期化により、さらなる支援が必要。
- 離職した方の再就職があまり進まない。
- 相手方が他都道府県にいる場合の面会交流についての相談があった。
- 相手が失業し、養育費が滞っているという相談があった。
- 児童扶養手当受給者以外のひとり親への情報提供の機会や手段がない。
- 離婚調停中など離婚成立前の方への支援制度が必要。
- 離婚成立前後の方への住宅確保や家賃補助などの住宅支援が必要。

3 子ども食堂等子どもの居場所づくり実践者からのヒアリング

- コロナ禍の不安の中、感染対策など悩みつつ活動を続けている。
- 自粛期間中は、お弁当を含め家庭で食事をつくる機会が増え、食材の購入に困窮する家庭が増加。例年以上にフードパントリーの支援を行った。
- 自粛期間中は食料やお弁当の配達に替えたが、子どもの様子を知るには、やはり子ども食堂で対面で接することが一番。
- 運営は不特定のボランティアが中心のため、感染対策の徹底に対する負担が大きい。
- オンライン授業が展開されるなか、ひとり親を対象としたPC貸出を行ったところ大変好評だったが、Wi-Fi環境未整備で使用困難な方がいるなど格差がみられた。

4 新型コロナ対策としてのひとり親家庭支援に関する本県独自の対応

(1) ひとり親世帯応援金の支給

- ・ 対 象 新型コロナの影響を受けて、家計が急変し、収入が減少した低所得のひとり親家庭
(政府のひとり親世帯臨時特別給付金の追加給付を受給した方を対象)
- ・ 支給額 1世帯あたり3万円

(2) ひとり親世帯への県産マスク配布

- ・ 対 象 山形県内のひとり親世帯
- ・ 配布枚数 1世帯あたり3枚(県産マスク)

4 本県独自の対応

(3) 生活困窮者へのお米の支援

- 生活困窮者へ1世帯あたり
県産米60kgを配布



(4) 子どもの居場所づくり補助金による感染症対策支援

- 子どもの居場所の感染対策等物品（手袋、消毒用マスク、ついたて等）購入費
- 子どもの居場所における弁当の配布や食材の配布（フードパントリー）実施費用

Ⅲ 今後の方向性



【蔵王の樹氷】

◇ 今後の方向性①

○ 児童扶養手当の増額及び認定手続の緩和

- ・ 臨時特別給付金により支援していただいているが、継続的に手当を増額する必要がある。
- ・ 現在は所得要件を前年所得で確認することとされており、本年中に収入が激減し、生活が困窮した場合などは対応できないため、収入の激変に対応できる制度とする必要がある。
- ・ 生計分離の証明が困難なため、児童扶養手当を受給する目的で、祖父母世帯等との別居を選択し、逆に困難な状況に陥るケースがあり、現実に即した基準にする必要がある。

○ 母子寡婦父子福祉資金の充実

- ・ 短期的な生活費需要にこたえられる貸付メニューが必要となっている。
- ・ 子どもが大学等に修学する費用など、子どもの自立を支援する資金については、一定の要件のもと、償還免除を行うなど子どもの自立支援を強化する必要がある。

◇ 今後の方向性②

○ 高等職業訓練促進給付金の拡充

- ・生活費だけではなく、修学費用も必要になるなど、支給額だけでは生活するのに十分ではないことから（山形県は独自に上乘せ）、支給額の増額が必要である。

○ ひとり親家庭子育て生活事業の利便性の向上

- ・一時的に生活援助、保育サービスが必要になった場合に派遣される家庭生活支援員（ヘルパー）がなり手不足であることから、手当額の増など、ヘルパーの確保策を充実する必要がある。
- ・現在は利用できる者をひとり親家庭に限定しているが、ひとり親を亡くした児童の養育者（祖父母など）にも拡大し、子どもの健やかな成長を支援する必要がある。

○ すべてのひとり親に対する情報提供の機会や手段の充実

- ・児童扶養手当受給対象者については、年に1回の現況届提出時に支援制度や各種情報を提供しているが、児童扶養手当を受給していない方に確実に情報提供をする機会や手段がほとんどない。すべてのひとり親に対して支援制度や各種情報を確実に情報提供ができる機会や手段が必要である。

◇ 今後の方向性③

○ 養育費確保策の充実

- ・ 養育費の不払いが、ひとり親家庭の困窮の一因となっていることから、養育費を確実に徴収できる施策の検討が必要である。

○ 離婚調停中など、別居中のひとり親世帯に対する支援

- ・ 別居中に収入が途絶え困窮が生じるケースがあるため、利用できる公的支援制度が必要となっている。

○ 離婚成立前後の方への住居確保に対する支援

- ・ 離婚成立前後は、直ちに住居を確保する必要があるが、困難であるケースが多いことから、住居確保に対する支援が必要である。